

青少年の非行・被害防止に 取り組む夏の運動

非行の芽 はやめにつもう
みな我が子



夏休みを迎えるにあたって、青少年が有害環境などに接する機会の増加が予想されます。地域、家庭、学校が一体となって青少年の健全な育成を図りましょう。

▼期間 8月31日（土）まで
▼実施内容 ①パトロール活動の推進 ②広報・啓発活動 ③インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進
▼生涯学習課

☎ 23局3531 FAX 22局3811

放送大学で学びませんか （平成25年10月入学）

放送大学は、テレビやラジオの放送を通して学ぶ遠隔教育の大学です。「働きながら学んで大学を卒業したい」「学びを楽しみたい」など、

さまざまな目的で、幅広い世代や職業の方が学んでいます。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

▼出願期間 8月30日（金）まで

※資料請求は、電話のほか放送大学ホームページ（<http://www.ouj.ac.jp>）でも受け付けています。

▼放送大学

☎（052）831局1771

青少年のスマホ（携帯電話）の利用には危険がついて！

携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用することにより、青少年が有害情報を閲覧する危険性が高まっています。また、犯罪被害に巻き込まれる事例が発生しています。このため、愛知県では有害情報をブロックするフィルタリングの普及・利用促進を図るため、愛知県青少年保護育成条例を一部改正し、7月から施行します。

※詳しい内容につきましては、愛知県社会活動推進課ホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/syakaikatsudo/seisyounen-index.html>）をご覧ください。

▼愛知県県民生活部社会活動推進課
☎（052）954局6175

「空き家・空き地」の物件を募集しています

田原市では、「**空き家・空き地バンク制度**」により、「**空き家・空き地**」を所有する方と、その利活用を希望する方の橋渡しを行い、市内への定住促進や活性化を目指しています。現在、利活用を図りたい「**空き家・空き地**」を所有する方へ物件の募集をしています。資産の有効活用のため、ぜひ本制度へご登録ください。

募集物件

【**空き家**】 現在居住していない居住可能な市内の専用住宅（改修などで居住可能となる物件を含む）

【**空き地**】 現在使用していない市内の宅地（残存物件の除去などにより住宅が建設可能な物件を含む）

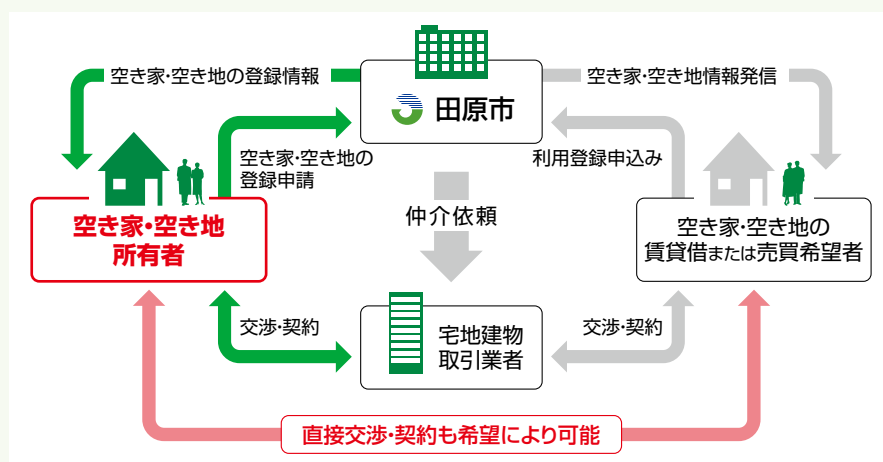
申し込み

【**対象者**】 当該物件の売買・賃貸を行う権利のある方（法定代理人・相続人などを含む）

【**申し込み方法**】 直接お申し出ください。詳しくはお問い合わせください。

▶ 建築課 ☎ 23局3527 FAX 22局3811

✉ kentiku@city.tahara.aichi.jp <http://tahara.akiya-bank.idct.org/>



登録する空き家を対象として、改修費用の補助金があります。補助額は、改修費用の2分の1の範囲内で30万円が限度です。

